

法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会 第1回会議配布資料	4
----------------------------------	---

『平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会』
における議論の概要」（抜粋）

『平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会』における議論の概要 (抜粋)

第2 本意見交換会における意見交換の概要について

1 被害者参加制度に関するもの

(1) 刑事訴訟の構造と被害者参加制度

検察官と被告人・弁護人が対等な対立当事者として、主体的に主張・立証を行って、攻撃・防御を尽くし、これを踏まえて公正中立な裁判所が判断を下すという現行の刑事訴訟法の基本的構造（以下「二当事者対立構造」という。）の下における被害者参加制度の在り方について、総論的な意見交換がなされ

- ◇ 被害者が刑事訴訟手続の中にそのまま当事者的に入ってくるということは、刑事訴訟の基本構造に反する
という意見があった一方
- ◇ 被害者参加は、特別に「新たに付与された」権利ではなく、元々被害者にあり、国家に信託された自然権たる訴追権を「回復」するものである
- ◇ 現行の被害者参加は、刑事訴訟の基本的な構造を維持しつつ、被害者の尊厳を守るという要請の下導入されたものであり、刑事訴訟の基本構造が崩れている状況はない
- ◇ 具体的な立証活動の面で検察官以外の者が関与することが、訴訟の二当事者対立構造という観点からおおよそ許されないとまでは考えないが、他方で、無関係だと言い切ることもできない
などの意見があった。

(3) 被害者参加制度の対象犯罪

対象罪名の範囲を変更すべきか

刑事訴訟法第316条の33第1項各号において、被害者参加制度の対象犯罪が定められているところ、対象犯罪の範囲を変更すべきかという点について意見交換がなされ

- ◇ 性犯罪を被害者参加の対象から外すべきという意見も見られる
という紹介があったが、これに対して
- ◇ 性犯罪の被害者参加人が自ら訴訟行為をしたことが被害からの立ち直りに有効であったという事例も見られることから、性犯罪を一律に

排除すべきではなく、被害者本人の判断で参加する場合には、弁護士や検察官による支援を図ればよいのではないか

- ◇ 被害者参加制度の対象犯罪を全ての犯罪に広げるという議論があつてしかるべきであり、縮小するという意見は理に合わない
 - ◇ 対象犯罪については、現行制度でかなり広範にわたってカバーされており、被害者が自分の事件が対象犯罪でないため支障が生じたという相談を受けた事例は多くなく、現行の対象犯罪をより一層拡大する必要性はそれほど大きくないと思われる
- という意見があつた。

このほか

- ◇ 否認事件、心神喪失が問題となる事件や正当防衛を主張する事件は除外されるべきである
- という意見があつた一方
- ◇ 否認事件においてこそ、被害者は被告人を問いただしたいと思っており、除外すれば被害者参加制度の意味が失われる
- という意見があつた。

(4) 公判前整理手続と被害者参加制度

- ア 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか
- イ 公判前整理手続とは別の事前打合せの際に、被害者参加人及び被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか

被害者参加人及び被害者参加弁護士の公判前整理手続への参加又は傍聴について、これを認めるべきか、あるいは公判前整理手続とは別に事実上行われている打合せへの参加又は傍聴を認めるべきかという点について意見交換が行われた。

公判前整理手続への被害者参加人等の参加・傍聴について積極的な立場から、次のような意見があつた。

- 争点や証拠の整理への関与の必要性を指摘するもの
 - ◇ 公判前整理手続において、「証拠調べ請求」など本来公判廷で行われる審理が行われており、これに参加できないのは不合理である。また公判前整理手続において実質的に公判の帰すうが決められていると思われるので、被害者側から重要な事実や証拠を指摘するためにも、被害者参加人の関与が必要である
 - ◇ 被害者参加人は訴訟活動を行うことが予定されている立場であり、公判の準備手続である公判前整理手続に何らかの形で関与する

余地もあっていい

- 手続を直接見聞きすることの必要性を指摘するもの
 - ◇ 被害者は、物事が自分の知らないところで進むことにより、疎外感を抱き苦しむものであり、公判前整理手続に関与できないことは、被害者本人の回復にとっても良くなく、刑事司法への信頼も十分に得られないという結果となる
 - ◇ 裁判所がどのように争点整理し、どういう理由で証拠を採用しないのかなどにつき、直接手続を見聞きして納得するプロセスが重要である
 - ◇ 公益の代表の立場にある検察官による公判前整理手続の状況説明のみでは、被害者参加人等には不十分である

このほか

- ◇ 検察官を通して、被害者参加人の意見を公判前整理手続に適切・円滑に反映させるためには、公判前整理手続に在席して、随時・随時に、検察官を通じて意見を反映させられるようにする必要がある
- ◇ 被害者が公判前整理手続への参加を望むのは、争点及び証拠の整理に関して検察官と並んで又は検察官とは別に積極的かつ具体的な行為をしたいからではない。被害者参加人の公判期日における関与形態になぞらえれば、被告人質問、証人尋問及び弁論としての意見陳述をすることを除いた在廷権と同様の言わば「在室権」を認めてもらいたい
- ◇ 現行法は、被害者参加人又は被害者参加弁護士が公判前整理手続に関与することを明文で禁じておらず、これを認める運用や立法を行っても、現行の刑事訴訟制度の基本構造を大きく変えるものではないのではないか
- ◇ （被害者参加人が公判審理において証人となる場合に、公判前整理手続を傍聴等したことにより記憶に変容が生じ証言の信用性に影響が生じるという指摘について）被害者参加人が証人出廷の可能性がない場合にまで制限する理由がないのではないか
- ◇ 被害者参加の権利を実質的に保障するためには、被害者参加人等の要望を期日設定や審理計画に反映させるべきであり、公判前整理手続における期日設定や審理計画の策定の際に参加・傍聴させてもらいたい
- ◇ 公判前整理手続は、裁判員制度に関連し、裁判員の負担軽減や集中審理の実現等という被害者参加制度とは別の観点から導入された制度であり、被害者参加制度の導入時にも同制度に関連する調整

がなされていないという経緯上の問題があると思われるので、このことを踏まえるべきである

これらに対しては、次のような意見があった。

- 公判前整理手続への被害者参加人等の関与について、刑事訴訟制度の基本構造や被害者参加制度の趣旨との関係で問題点を指摘するもの
 - ◇ 公判前整理手続は、飽くまで準備手続であり、整理手続で公判の帰すうが決まるものではなく、むしろ、公判中心主義の訴訟を法廷で実現するために、主張・証拠の整理と審理計画の策定を行う手続である
 - ◇ 公判前整理手続で行われている証拠の整理・決定等は、元々期日外でもできる性質のものである。公判前整理手続は、争点と証拠を整理する場として、法的な枠組みに従い、主として法律家によって行われることが予定される手続であるところ、被害者参加制度は、「事件の当事者」という立場から事件の実体に関わる側面について、被害者の視点を一定程度反映させることを認めたものであり、専ら手続的事項を扱う公判前整理手続に被害者参加人が関わることには疑問がある
 - ◇ 争点と証拠の整理という公判審理のための準備の場である公判前整理手続に、訴訟当事者でない被害者参加人が関与することには、刑事訴訟制度の基本構造との関係で問題がある
 - ◇ 公判前整理手続と被害者参加制度との関係については、被害者参加制度導入時に検討され、同手続における争点と証拠の整理について被害者参加人に検察官が必要な説明等を行い、審理計画策定についても検察官を通じて配慮するということで対応することとされたものである
- 公判前整理手続に被害者参加人等が在席することの可否や影響についての問題点を指摘するもの
 - ◇ 公判前整理手続は、裁判所と両当事者が、率直なやり取りにより、効率的に争点と証拠の整理を行う場であるのに、被害者参加人等が出席して見聞きすることにより場が硬直化すると、意見交換が十分にできなくなり、その結果、争点整理が曖昧になり公判での充実した審理ができなくなるなど、公判前整理手続の趣旨を損なうおそれがある
 - ◇ 被害者参加人等が公判前整理手続に在席して、随時・適時に意見を反映させるニーズについては、公判審理におけるものに比べて、

その必要性の程度が小さいのではないか

このほか

- ◇ （被害者参加人が証人出廷する可能性がない場合、公判前整理手続に被害者参加人が関与することを制限する理由はないとの指摘について）公判前整理手続では、手続推移において被告人の認否や情状関係も含めて争点が様々に変化する場合があります、事件の当事者である被害者には常に潜在的に証人となる可能性があり、公判前整理手続の段階では、後に証人尋問を行う可能性が否定できるものではない

という意見があった。

また、検察官の被害者参加人等への説明の充実の重要性を指摘するものやその運用について

- ◇ 公判前整理手続の過程については、検察官は被害者参加人等の要望等に応じて説明し、被害者参加人等から検察官の権限行使に関して意見を述べ、それに対し検察官が必要な説明を行うことで対応するとともに、審理計画の策定についての被害者参加人等の意見の反映についても、検察官を通じて行うことが制度上予定されており、これら運用を充実することにより、被害者参加人等の要望にも応えることになるのではないか

- ◇ 公判前整理手続の経過については、検察官から小まめに丁寧な説明を受けているという実感がある

などの意見があったほか、期日設定や審理計画の策定の運用について

- ◇ 公判前整理手続を行う事件の場合、被害者参加の申出があれば、検察官を通じて被害者参加人等の日程を把握した上での期日設定が行われており、裁判体によっては、公判前整理手続とは別の事実上の打合せを行い、検察官及び弁護人に加え被害者参加弁護士の同席の下、審理日程の策定を行うという例もある

という説明があった。

(9) その他

ア 被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方

- (イ) 検察における被害者参加制度等の説明（刑事訴訟法第316条の35の説明を含む）の在り方（被害者参加人と検察官の関係の在り方）
 - 検察官の説明の在り方について
 - ◇ 刑事訴訟法第316条の35の権限行使に関する説明につい

て、要望が多いのは、公判前整理手続の段階で、検察官に対し、尋問を請求する証人の人選や取調べ請求する証拠の選定に関するものであるので、できるだけ要望を取り入れてもらいたい

- ◇ 公判前整理手続への被害者参加人の参加・傍聴については、二当事者対立構造との関係や公判前整理手続の趣旨・目的との関係などから様々な問題点が指摘されたが、その他の場での検察官と被害者参加人との間のコミュニケーションを充実させることが重要であるとの前提に立った上での議論であって、まずは検察官の権限行使に関する説明などの既存の制度の運用を充実させることが先決である
- ◇ 刑事訴訟法第316条の35の枠に捕らわれることなく、検察官からのより積極的な説明の充実を図ることが期待されるという意見があった。

イ 被害者参加人が多数の場合、物理的に法廷に入れられない者について別室でのモニター傍聴を認めるべきか

多数の被害者等が存在し、被害者参加人も多数に及ぶ事件について、別室でのモニターによる傍聴を認めるべきかという点についての意見交換がなされ

- ◇ モニター傍聴が問題となる事件としては、公共輸送機関における事故のように多数の被害者や遺族がいるような場合や被害者等へのお礼参りが懸念される特殊な事情がある場合であろうから、傍聴できないことによる被害者等の疎外感を減らすためにも、例外的な取扱いとしてモニター傍聴を考えてもよいのではないか
- ◇ 性犯罪の被害者について、遮蔽による傍聴だと被害者側から被告人が見づらいので別室でモニターで傍聴させてほしいという要望があるとの意見があった。これに対し
- ◇ 裁判所の運用としては、多数の被害者による傍聴希望がある場合は、犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「被害者等保護法」という。）による優先傍聴の規定により、できる限り配慮をしているという紹介があった。

2 被害者参加制度以外のもの

(4) その他

ウ 被害者支援の在り方

(イ) 裁判所における被害者対応の在り方

ｃ 被害者参加人以外の親族や付添人のための優先傍聴席の確保をすべきか

被害者等保護法第２条に規定する被害者等のためのいわゆる優先傍聴における配慮の在り方について意見交換がなされ

- ◇ 被害者等保護法では、優先傍聴が認められるのは「被害者等」としか規定されていないのに、被害者参加許可された者のみに限定された例があるが、そのような運用はしないほしい
- ◇ 優先傍聴については、被害者を支援する者の優先傍聴も認めてもらえれば、被害者の状況を逐次把握して配慮することが可能となり、訴訟の進行にも有益となるため、広く配慮してもらいたい
- ◇ 優先傍聴については、被害者参加人以外の親族、民間の支援団体の付添人のほか、被害者の遺族の精神面をサポートする精神科医の付添いのために優先傍聴を認めたという事例もあり、弾力的運用が図られていると思われる

という意見があった一方

- ◇ 裁判所は多くの事例で被害者等への優先傍聴については適切に配慮しており、被害者参加人のみに優先傍聴を認めるとしたのは特別の事情があったのではないか
- ◇ 裁判の公開は公正な裁判のための担保でもあるので、傍聴席に座る被害者等が多数に及ぶために、一般の傍聴人が座れないということは厳に避けるべきであり、優先傍聴の運用は、裁判の公開の原則を害しない範囲で行うべきである

という意見があった。